

薩摩川内市の公共工事等における遠隔臨場試行要領

(目的)

第1条 薩摩川内市が発注する公共工事の建設現場において、臨場で行う「段階確認」、工場製作工の「材料確認」、「立会」(以下「段階確認等」という。)の現場管理を双方向通信機器等の活用により遠隔で臨場することを可能とすることは、受発注者の作業効率化が図られ相互の働き方改革推進にも寄与するものである。

また、近年の集中豪雨等による大規模災害など臨場に対する様々な影響も想定されることから、委託業務における打合せ等(以下「業務打合せ等」という。)や工事及び委託業務における検査(以下「検査」という。)においても遠隔で臨場することは受発注者の安全確保や作業の効率化にも寄与するものである。

このようなことから、「段階確認等」、「業務打合せ等」、「検査」において遠隔臨場が可能となる試行とし、活用を推進するものである。

(定義)

第2条 本要領における遠隔臨場とは、映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認等」、「業務打合せ等」、「検査」を行うものである。

遠隔臨場は、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合にも、発注者が確認するのに十分な情報を得ることができる場合は遠隔臨場と見なし、臨場に代えることができるものとする。

- (1) 映像の双方向通信が困難な現場で、かつ、移動手段等の制約により適時適切な「段階確認等」の臨場が困難と見込まれる場合
- (2) 発注者が利用する機器の環境により映像の双方向通信が困難な場合や、感染症の拡大防止に鑑み臨場を控えることが適当と判断される場合、または災害等の影響により臨場が困難と見込まれる場合

(試行対象)

第3条 薩摩川内市が発注する公共工事及び委託業務を対象とする。

ただし、施工管理委託により現場管理を行う工事、営繕工事については試行の対象としない。

(試行の運用)

第4条 受発注者いずれの発議でも打合せ簿による受発注者協議のうえ、本要領による遠隔臨場を適用できる。

(機器等の仕様)

第5条 本試行に使用する機器等は、遠隔臨場での確認が可能であれば、受注者が保有しているスマートフォンやタブレット等のモバイル端末や情報共有システムを利用できることとする。

ただし、寸法等の近景や遠景の映像での確認に支障がないことをあらかじめ受発注者で確認することとする。

(環境等の整備)

第6条 受注者は、遠隔臨場に必要な機器や通信環境等の準備を行うものとする。

利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有する機器での利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、受発注者協議のうえ決定する。

なお、発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。

(試行にかかる費用)

第7条 試行に必要な費用は、原則設計変更の対象としない。

(施工計画書への記載)

第8条 受注者は、施工計画書の施工管理計画に遠隔臨場で使用する機器等とその仕様、段階確認等の実施計画での遠隔臨場の実施予定について記載し、監督職員の確認を受けることとする。

(検査への適用)

第9条 工事の「検査」は、実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は、遠隔臨場の手法による検査を実施することができることとする。

また、委託業務の「検査」は、遠隔臨場の手法による検査を実施できる。

なお、遠隔臨場の手法による検査を行う場合には、あらかじめ受発注者で協議を行うこととする。

(その他)

第10条 本要領は、遠隔臨場以外での公共工事等でのモバイル端末等の積極的な活用のほか、その他の施策等の推進を妨げるものではない。

また、業務を円滑に遂行するために遠隔臨場の手法を準用することを妨げない。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。